

携帯電話等周波数の有効利用に関する 情報通信審議会における検討について

2 0 2 6 年 4 月
移 動 通 信 課

モバイルネットワーク整備の基本的な考え方

1

- 携帯電話等のモバイルネットワークについては、広いエリアカバレッジに適している比較的低周波数帯から高トラヒックに対応する高い周波数帯まで幅広い周波数帯を割当て。



*2026年に実施予定の価額競争により5G向けに新規割当予定の帯域

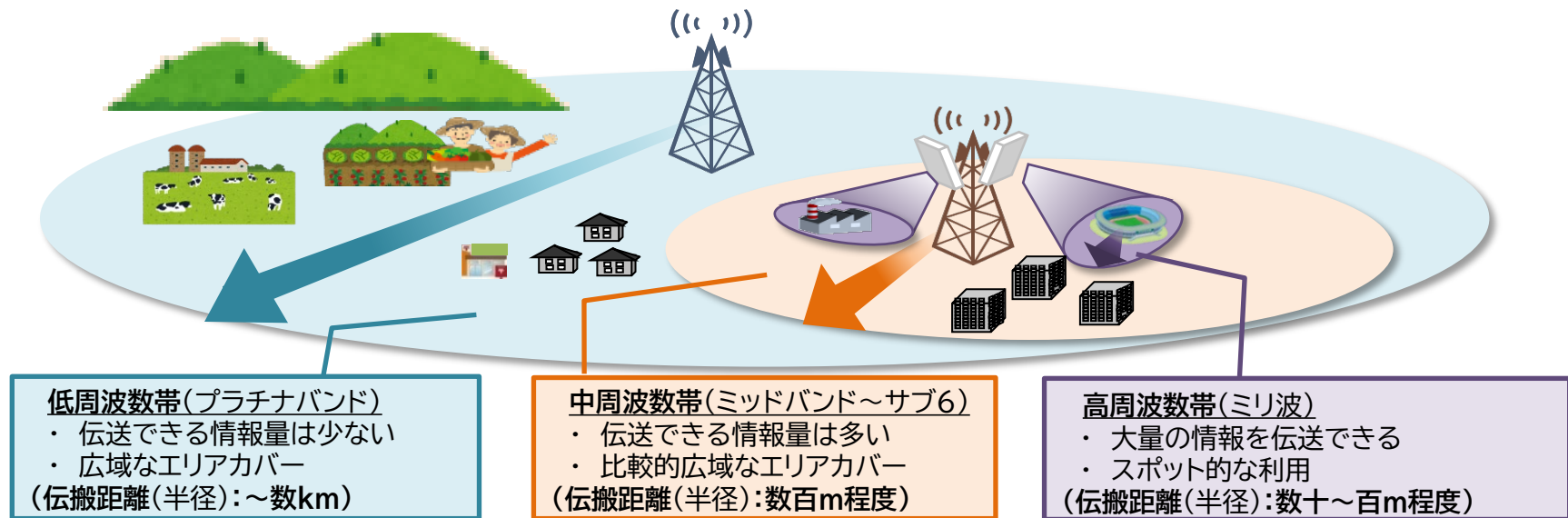
700MHz	800MHz	900MHz	1.5GHz	1.7GHz	2GHz 2.3GHz 2.5GHz	3.4GHz 3.5GHz	3.7GHz 4.5GHz 4.9GHz	26GHz*	28GHz	40GHz
--------	--------	--------	--------	--------	--------------------------	------------------	----------------------------	--------	-------	-------

ローバンド
(いわゆるプラチナバンド)

ミッドバンド

サブ6

ミリ波



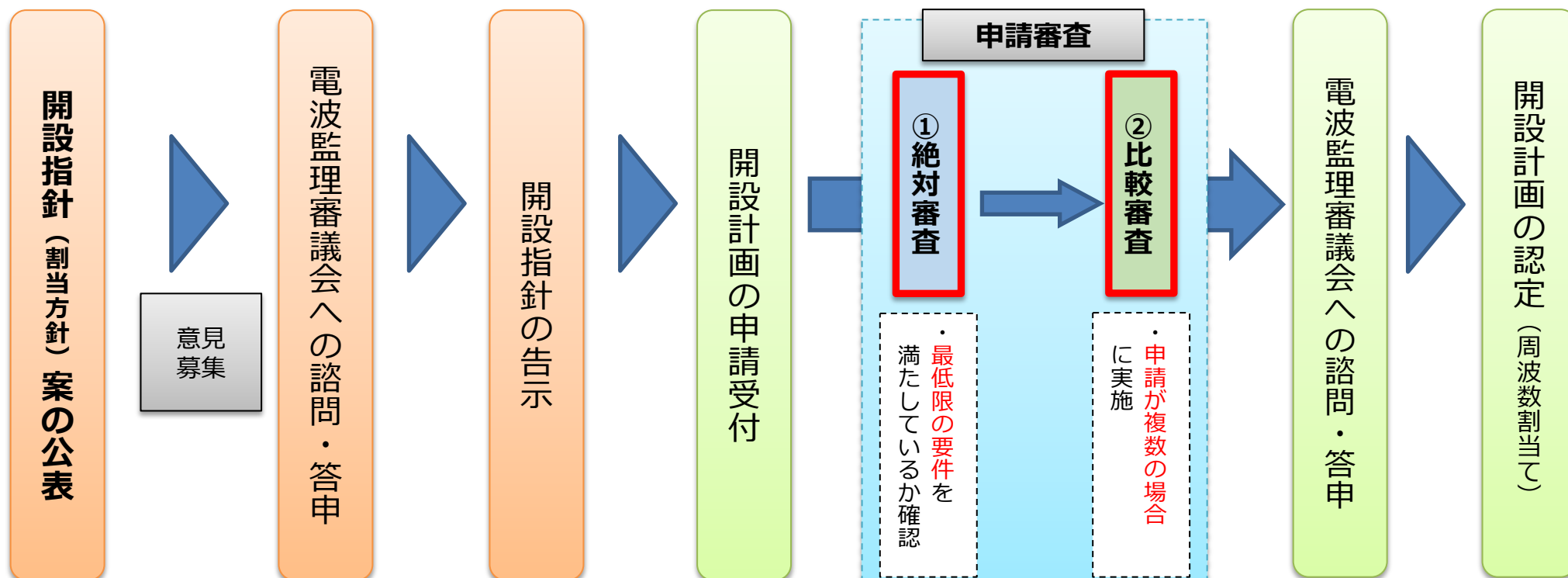
携帯電話等周波数の割当状況

- 携帯電話事業者・全国BWA事業者 7 社に周波数を割当て。
- 2023年10月に、楽天モバイル株式会社に対して、700MHz帯の割当てを実施。
- 2024年12月に、ソフトバンク株式会社に対して、4.9GHz帯の割当てを実施。

【移動通信システム用周波数の割当状況（令和 8 年 3 月時点）】

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.0GHz帯	4.5GHz帯 4.9GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
 docomo	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		30MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 東名阪のみ 2006年認定 2011年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	840MHz
 au	20MHz 2012年認定 2022年満了	30MHz		20MHz 2009年認定 2014年満了	40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz	40MHz 2022年認定 2027年満了			40MHz 2014年認定 2019年満了	200MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	830MHz
 UQ Communications								50MHz	うち20MHz 2013年認定、2018年満了 うち30MHz 2007年認定、2012年満了					50MHz
 SoftBank	20MHz 2012年認定 2022年満了		30MHz 2012年認定 2022年満了	20MHz 2009年認定 2014年満了	30MHz 2005年認定 2010年満了	40MHz			40MHz 2018年認定 2028年満了	40MHz 2014年認定 2019年満了	100MHz 2019年認定 2024年満了	100MHz 2024年認定 2040年満了	400MHz 2019年認定 2024年満了	820MHz
 WIRELESS CITY PLANNING								30MHz 2007年認定 2012年満了						30MHz
 Rakuten Mobile	6MHz 2023年認定 2033年満了				80MHz	うち40MHz（東名阪以外）2021年認定、2028年満了 うち40MHz（全国）2018年認定、2028年満了					100MHz 2019年認定 2024年満了		400MHz 2019年認定 2024年満了	586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	500MHz	200MHz	1600MHz	3,156MHz

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、**開設計画**（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則10年間）、特定基地局の**免許申請が可能**【電波法第27条の18】
- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施【電波法第27条の12・第27条の14】
 - ① 審査基準等を示す**開設指針**（割当方針）を**作成**【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問・答申が必要】
 - ② **開設計画の申請の受付**
 - ③ **開設指針に照らして審査・認定**【開設計画の認定には、電波監理審議会への諮問・答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を整備。
 - ・ 開設計画に、**周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額**（特定基地局開設料）を記載
 - ・ **特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査**

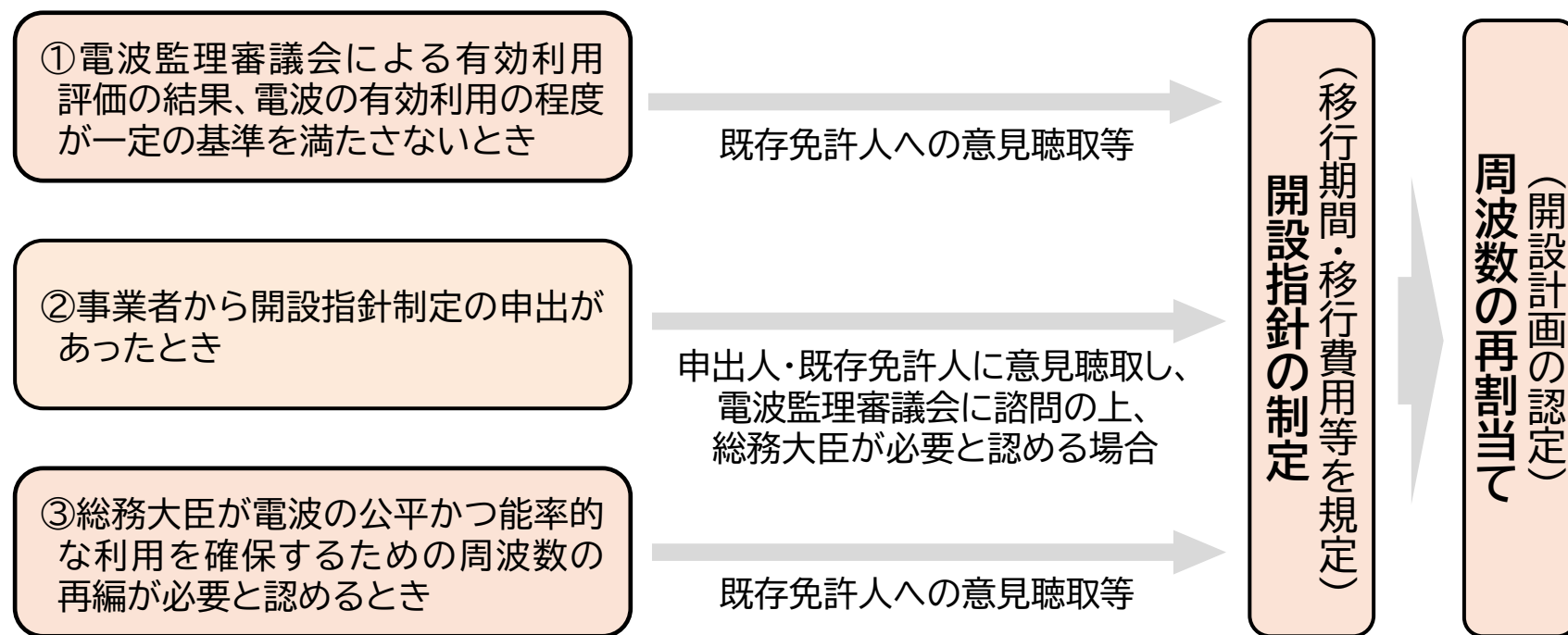


携帯電話等周波数の再割当制度

■ 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができる※。

- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
- **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
- 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 令和4年の電波法改正により競願の申出ができる制度を新設



※1 排他的に免許申請できる期間は原則10年。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能。

※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請が可能。

電波の利用状況調査・有効利用評価

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、**総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表**するもの(根拠規定：電波法第26条の2)。

電波監理審議会は、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行う(根拠規定：電波法第26条の3)。
この**評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映**を実施。

電波の利用状況の調査〔電波法第26条の2第1項〕

電気通信業務用基地局
(携帯電話・全国BWA)
携帯移動地球局等
(衛星ダイレクト通信システム)
(毎年)
〔法第26条の2第1項第1号〕

電気通信業務用基地局以外の無線局
〔法第26条の2第1項第2号〕

公共業務用無線局
(毎年)
〔省令第3条第1項第2号〕

各種電波利用システム
①714MHz以下(令和6年度)
②714MHz超 (令和7年度)
〔省令第3条第1項第3号〕

臨時の利用状況調査
(必要に応じ)
〔省令第7条〕

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

…総務大臣

…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
〔法第26条の2第2項〕

有効利用評価方針の公表
〔法第26条の3第2項〕

評価(案)の検討
事業者ヒアリング〔法第26条の3第5項〕

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
〔法第26条の3第4項〕

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

有効利用評価方針

電波監理審議会では、有効利用評価を適切に実施するため、2022年9月に「有効利用評価方針」を策定*。

* 2023年7月改定、2024年5月改定、2025年5月改定

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価の定量的な評価	複数の周波数帯を横断した総合的に勘案した定性的な評価

周波数帯		認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	評価事項	i 基地局の数 iv 通信量 ii 人口カバー率 v 技術導入状況 iii 面積カバー率 vi 総合的な評価 等	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率） ii 技術導入状況 iii 総合的な評価 等
	評価方法	基準値比、計画比、平均比 等	開設計画比 等
進捗評価	評価事項	i カバレッジ （基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 通信量 iii 技術導入状況 等	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 技術導入状況 等
	評価方法	前年度比	前年度比

※ 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	各種無線システム
評価方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

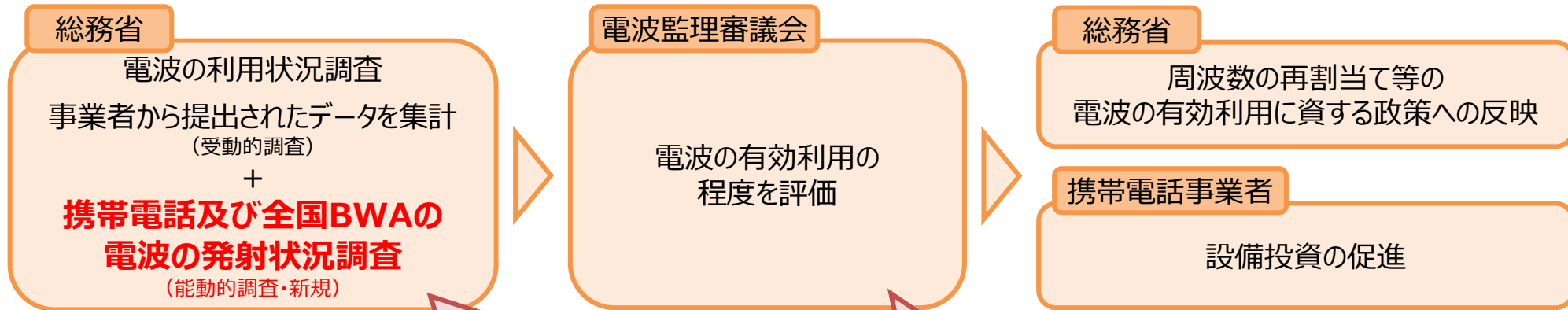
携帯電話及び全国BWAの電波の発射状況調査

(電波法第103条の2第4項第13号に規定する事務)

7

- 電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再分配等に資するとともに、携帯電話及び全国BWA事業者による電波の有効利用及び設備投資の促進を図るため、国による実測調査（携帯電話及び全国BWAの電波の発射状況調査）を新たに実施することにより、電波の利用状況の実態をより正確に把握し、電波の有効利用評価の強化を図る。

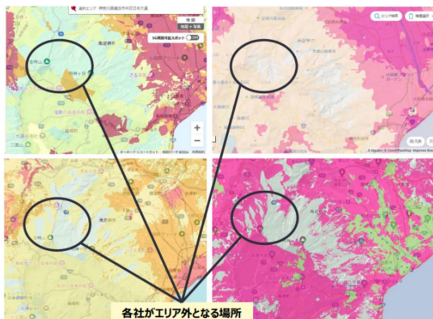
発射状況調査の位置付け



調査イメージ

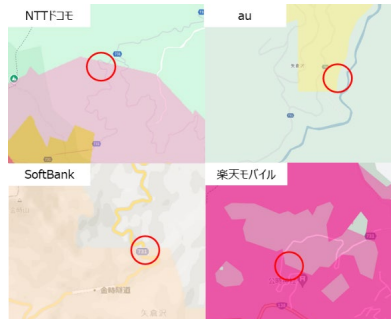
①走行測定

→車両を走行しながら携帯電話等の通信品質(通信速度、電波強度等)の測定を広範囲に実施する



②定点測定

→特定の地点において携帯電話等の通信品質(通信速度、電波強度等)の測定を複数回実施する



2026年度予算額(案) 200百万円(新規)

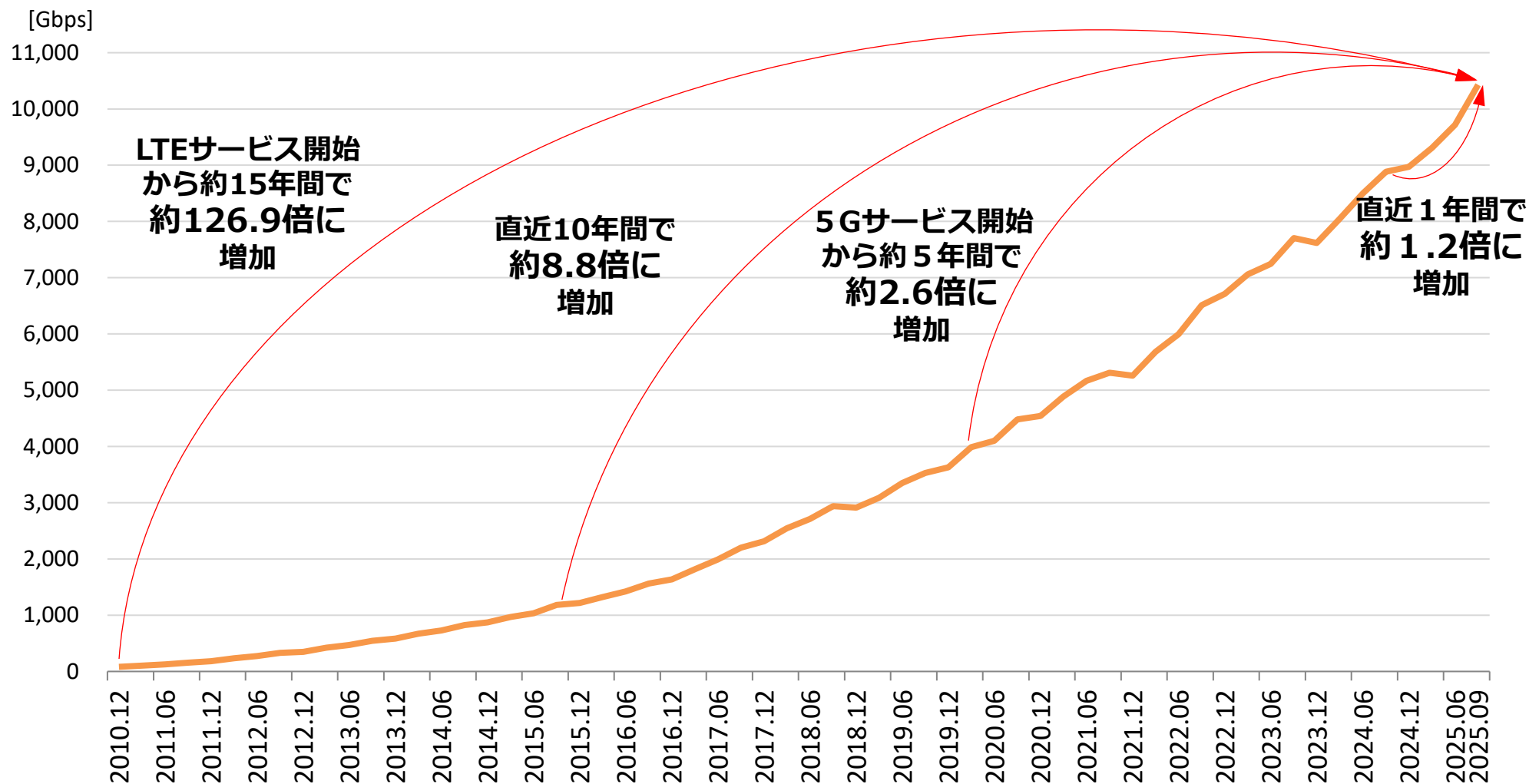
(事業主体) 民間企業
(事業スキーム) 調査研究(請負)
(計画年度) 2026年度～

移動通信トラフィックの動向と今後の見通し

- 移動通信トラフィック（月間平均トラフィック）は急増しており、**直近10年間で約8.8倍**に増加。
- LTEサービス開始（2010年12月）から約15年間で約126.9倍、5Gサービス開始（2020年3月）から約5年間で約2.6倍に増加。
- 日本の携帯電話等の通信量は、2020年から2030年までの10年間で約14倍に増加するとの予測※もある。

※Beyond 5G推進コンソーシアム白書分科会:Beyond 5Gホワイトペーパー

月間平均トラフィックの推移（2010年12月から2025年9月）



- 携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。
- 他方で、今後、**開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており**、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。
- このような中、移動通信トラフィックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、**開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要**である。
- あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、**インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要**である。

【開設計画の認定期間中の周波数帯】

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
2023年度末													
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100		400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400
2028年度末													
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100	100	400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

【1年あたりの基地局開設数】

	認定期間中	認定期間満了後
3.5GHz帯	13,989局/年	3,976局/年
3.7GHz帯 /4.5GHz帯	19,855局/年	8,026局/年
28GHz帯	8,753局/年	1,213局/年

※黄色で塗っている周波数は、認定期間中の周波数帯

モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数の更なる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行う。

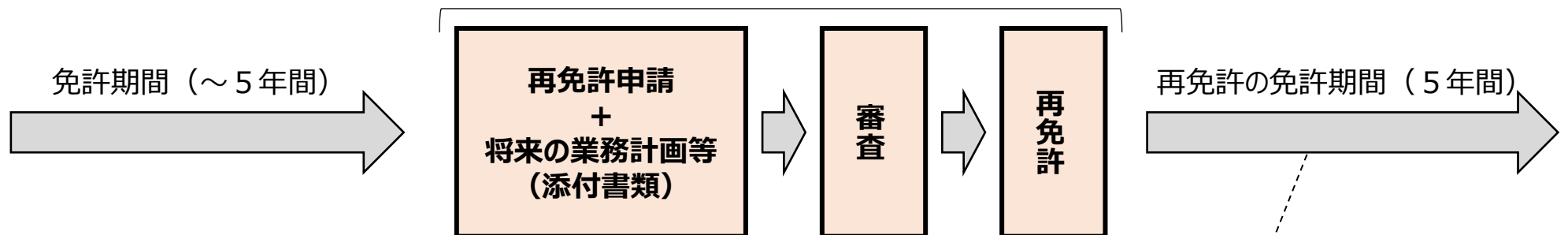
携帯電話等周波数無線局の再免許制度

- 「電波政策2020懇談会 報告書」（2016年7月）において、「再免許申請について、**移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべき**」とされたことを受け、再免許制度を以下のとおり見直し。

- ① 携帯電話等の無線局の再免許を時期を揃えて行う「**一斉再免許**」を導入（**次回の一斉再免許は2027年10月**）
- ② 再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「**将来の業務計画等**」の提出を求める

携帯電話等の再免許制度の概要

携帯電話等に係る免許の有効期間の終期を統一し、
一斉再免許を行う（次回の一斉再免許は、2027年10月）



【将来の業務計画等の記載内容】

免許の申請に当たっては、**次の計画等が明らかであること**

- ・基地局数
- ・人口カバー率
- ・5G基盤展開率
- ・ネットワーク開放に関する計画 等

【審査基準】

現に受けている免許の期間における業務の概要が、**現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること**

【将来の業務計画等の進捗の確認】

毎年度の年度末ごとに利用状況調査により把握

【実績が計画と乖離した場合の扱い】

「将来の業務計画等」として提出した計画と、その後の電波の有効利用の実態に乖離が生じた場合には、再免許審査時に「免許の有効期間における業務の概要」として、**乖離の要因が新しい技術への対応や新サービスの導入など正当な理由によるものであって、こうした取組が電波の有効利用に寄与したという事実を記載した書類を提出**

1. 背景・目的

- 携帯電話等周波数については、移動通信トラヒックの増加に対応し、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくため、開設計画の認定期間満了後も、引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが求められている。
- また、2027年10月には携帯電話等周波数無線局の一斉再免許が予定されており、上記の観点から対応の方向性について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保しつつ、携帯電話等周波数の更なる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うため、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。

2. 検討事項

- ① 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
- ② 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
- ③ その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

3. 構成員

氏名（敬称略・五十音順）	所属
池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授
穴戸 聖	成蹊大学 法学部 准教授
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
藤井 威生（主任）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

4. スケジュール

